

前文

御殿場市の特徴、中小企業の役割、中小企業の現状と課題、条例制定の意義

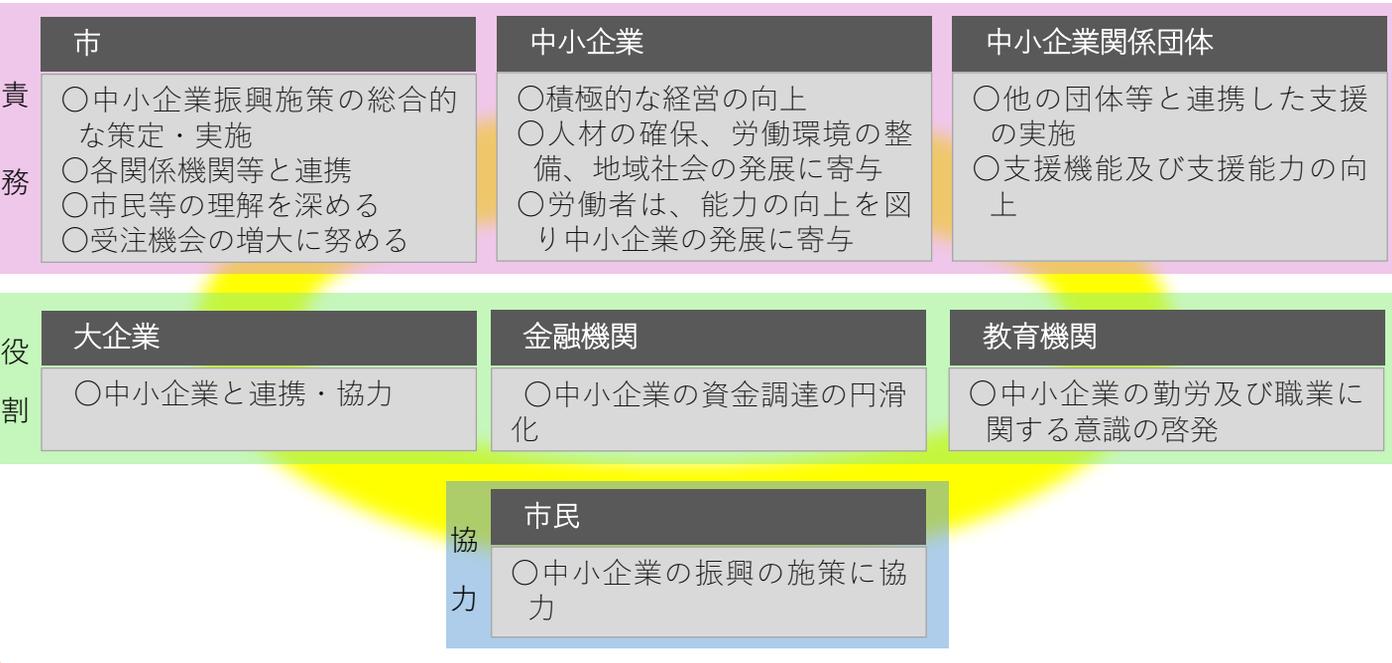
目的（第1条）

- 基本となる事項を定め、中小企業の振興を図る
- 市の責務、中小企業の責務、中小企業関係団体の責務等を明らかにする
- 地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与する

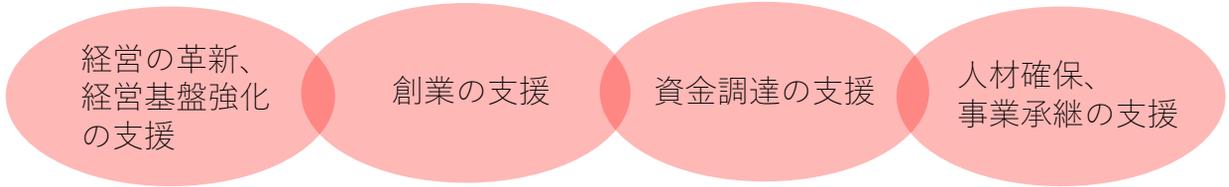
基本理念（第3条）

- 中小企業の自主的な努力を尊重
- 中小企業が地域の経済及び雇用を支え、地域社会において重要な役割を果たしているという認識
- 創業から成長に至るまでの各段階において行う
- 市、中小企業、大企業、中小企業関係団体、金融機関、教育機関等の連携の下、市民の協力を得て行う

各機関の責務・役割・協力（第4～10条）



施策の基本方針（第11条）



推進会議（第12条）

御殿場市中小企業振興推進会議

- 中小企業や中小企業関係団体等、関係機関で組織
- 中小企業を取り巻く環境についての情報交換
- 施策についての協議・検討

↓

中小企業の振興 = 地域社会の発展及び市民生活の向上